



インフルエンザ・新型コロナ対策は流行前に

予防接種費用の一部を助成しています



中学生以下
はこちら



高齢者
はこちら

市は季節性インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部を助成しています。

助成対象接種期間 10月1日(木)～9年1月31日(日)

予診票の交付と申請

▷65歳以上の人には、市から予診票を送付しています。なお、接種期間中に65歳になる人への送付は、誕生月の月末を予定しています。

▷中学生以下の方は母子健康手帳を、60歳から64歳までの人は身体障害者手帳を持参の上、次の窓口で申請して予診票を受け取ってください。

対象者と回数、助成額

季節性インフルエンザ 新型コロナ	助成対象者	回数(上限)	助成額(1回につき)
	1歳以上の未就学児(生年月日:令和2年4月2日～7年12月31日)	2回	2,000円
	小学1年生～(接種時点で)12歳	2回	
	(接種時点で)13歳～中学3年生	1回	
	60～64歳で次のいずれかに該当する人 ▶心臓、呼吸器、腎臓に障がい(身体障害者手帳1種1級程度)がある ▶ヒト免疫不全ウイルスにより重度の免疫低下を来している	1回	インフルエンザ 2,200円
	65歳以上の人	1回	新型コロナ 7,800円

申請窓口

健康こども課健康推進係、西根・安代各総合支所、田山支所

予防接種を受ける前に

市が委託している医療機関に予約をしてください。委託医療機関は通知書に記載しています。

※入院や施設入所などの理由により

県外で接種する場合は、事前に手続きが必要です。健康こども課健康推進係に相談してください。



保健のひろば

健康こども課健康推進係
☎・内線1092



「停電したらどうしよう…」 在宅医療機器使用世帯に

非常用発電機を貸し出しています



詳細はこちら

市は、電源を必要とする医療機器を使用し、在宅生活をしている人がいる世帯に対し、災害時の停電などに備える非常用発電機を貸し出しています。

対象となる世帯

▷医師の指示により、下記のいずれかの医療を自宅で受けている人を介護している世帯

▷市内に住所を有し、非常用発電機を所有していない世帯

▷65歳以上の要介護者は、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の給付)を受けている人に限る

対象となる医療

- 経管栄養または全介助における経口摂取
- 人工呼吸器管理
- 気管内挿管、気管切開
- 鼻咽頭エアウェイ
- 酸素吸入
- たん吸引
- ネブライザー
- 中心静脈栄養
- 腸ろうまたは腸管栄養
- 人工透析
- 定期導尿
- 人工肛門

貸与の概要

▶貸与する発電機

正弦波インバーター発電機(ガソリン式、9アンペア)を一人につき1台

▶貸与の費用

無料。ただし、エンジンオイル・ガソリン代、定期的なメンテナンス費は自己負担となります。

▶貸与の期間

発電機が不要となるまで(電源を必要とする医療機器を使用しなくなった、市外への転出、6月以上の入院または入所など)

▶利用までの流れ

- (1) 地域福祉課障がい福祉係に相談・申請
 - (2) 審査のうえ、決定通知を送付
 - (3) 発電機の利用方法を説明し、発電機を貸与
 - (4) 世帯で発電機を管理(オイル交換、定期運転など)
- ※ エンジンオイル、ガソリン、携行缶、延長コードなどは、貸与を受けた世帯で準備してください。

ささえあいの輪

地域福祉課障がい福祉係
☎・内線1109